

意見書 第 37 号

次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書

平成 27 年 6 月 30 日に閣議決定された「骨太の方針」の中で、社会保険制度の持続可能性を高める等の観点から、次期介護保険制度改正に向けて、軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直しを検討することが盛り込まれた。現行の介護保険制度による福祉用具、住宅改修のサービスは、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしている。

例えば、手すりや歩行器などの軽度者向け福祉用具は、転倒、骨折予防や自立した生活の継続を実現し、重度化を防ぎ、遅らせることに役立っている。また、安全な外出機会を保障することによって、特に一人暮らしの高齢者の閉じこもりを防ぎ、社会生活の維持につながっている。

よって、国におかれては、次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修においては、高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って、保険給付の対象として継続し、介護が必要な方の生活を支える観点から検討を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 6 月 10 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

様

兵庫県議会議員 石川 憲 幸